



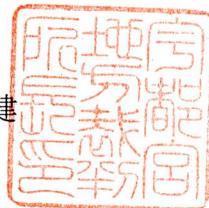
宇地裁總第 752 号

令和 4 年 4 月 18 日

山 中 理 司 様

宇都宮地方裁判所長 後 藤

健



司法行政文書開示通知書

令和 3 年 7 月 29 日付け（同年 8 月 2 日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので、通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「事件情報の流出について」と題する文書（令和 3 年 7 月 27 日付け）（片面で 1 枚）
- (2) 「事件情報の流出について」と題する文書（令和 3 年 7 月 28 日付け）（片面で 1 枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

（担当）総務課文書係 電話 028 (621) 4742 (ダイヤルイン)

事件情報の流出について

令和3年7月27日

宇都宮地方・家庭裁判所

7月23日午後5時ころ、栃木支部の裁判官が、東武伊勢崎線の車内に、手帳が在中するリュックサックを置き忘れた。同手帳には、本年4月以降の刑事公判事件の公判期日、被告人名及び罪名並びに少年審判事件の審判期日及び少年の氏名が記載されており、事件当事者の裁判期日及び氏名の流出があったことが判明した。

鉄道会社及び警察には届出済みであるが、現時点でリュックサックの発見には至っていない。

現在、事件関係者に対する説明を行っているところである。

事件情報の流出について

令和3年7月28日

宇都宮地方・家庭裁判所

7月23日午後5時ころ、栃木支部の裁判官が、東武伊勢崎線の車内に、手帳が在中するリュックサックを置き忘れた。同手帳には、本年4月以降の刑事公判事件の公判期日、被告人名及び罪名並びに少年審判事件の審判期日及び少年の氏名が記載されており、事件当事者の裁判期日及び氏名の流出があったことが判明した。

鉄道会社及び警察には届出済みであるが、現時点リュックサックの発見には至っていない。

現在、事件関係者に対する説明を行っているところである。